秋田市指名停止措置要綱の運用方針

第1 第2条第1項関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度の指名停止の措置に係る認定した日又は逮捕もしくは公訴を知った日とする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

第2 第2条第2項関係

指名の取消しは、原則として書面によることとするが、急を要する場合は 口頭で通知することができるものとする。

第3 第4条第2項関係

- 1 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実 又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措 置の対象としないものとする。
- 2 下請負人又は共同企業体等の構成員が短期加重措置に該当するときは、 元請負人又は共同企業体等の指名停止の期間を越えてその指名停止の期間 を定めることができるものとする。

第4 第9条第1項関係

「通知する必要がないと認める相当な理由」とは、過去1年間指名された 実績がない業者に対して指名停止を行う場合又は指名停止期間が1カ月に満 たない場合をいう。

第5 第10条関係

「やむを得ない事由」とは、特殊な技術、設備等を必要とし、かつ、緊急を要する工事等で、当該有資格業者以外に施工できる業者がいないこととする。

第6 別表第1および別表第2関係

- 1 「認定した日」とは、秋田市工事請負業者選定審議委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て市長が指名停止を決定した日をいう。
- 2 各措置要件に対応する運用基準および期間は、次のとおりとする。

〇別表第1関係

措置要件	期間	運用基準	期間
(虚偽記載) 1 秋田市の発注する工事等 (以下「市発注工事等」と いう。)の請負契約に係る	から	ア 工事の着手後に虚偽の記載の事実が 判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪 質性が高いと認められるとき。	12カ月

争入札において、要件付一	12カ月以内	イ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が 判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪	9カ月
般競争入札参加申込書、公		質性が高いと認められるとき。	0.7. 🗆
募型指名競争入札参加申込		ウ 工事の着手後に虚偽の記載の事実が	6 カ月
書、又は特定建設工事共同		判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認 められるなど、悪質性が高いと認めら	
企業体入札参加資格審査申 請書、もしくはその他の入		のりれるなど、光貝性が高いと認めり れるとき。	
札前の提出資料又は低入札		4000 cc。 エ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が	3カ日
価格調査に係る提出資料に		判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認	0 % /1
虚偽の記載をし、工事等の		められるなど、悪質性が高いと認めら	
請負契約の相手方として不		れるとき。	
適当であると認められると		オーその他の場合	1カ月リ
き。			6 カ月リ
(過失による粗雑行為)	初与しもロ	マー焼放ぶて司光セルハ血・モーム坦声	c + =
		ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害 を与えるおそれがあるなど、影響が重	0 22 月
		と与えるねてれかめるなど、影響が里 大であると認められるとき。	
祖報にしたと認められると き (引き渡された工事目的)		イ 会計検査院による検査の結果、文書	3カ目
物が種類又は品質に関して	0 % 71 8XF1	による指摘を受けたとき。	0 % /1
契約の内容に適合しないも		ウ 発注者から文書により修補の指示を	2カ月
の(以下「契約不適合」と		受けたとき。	2 / 7,
いう。)の程度が軽微であ		エ その他工事を粗雑にしたと認められ	1 カ月
ると認められるときを除		るとき。	
<.).			
3 秋田県内における工事等	認定した日	ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害	3 カ 目
で前号に掲げるもの以外の		を与えるおそれがあるなど、影響が重	0 /4 /1
	~ つ 1カ月以上	大であると認められるとき。	
という。)の施工に当たり、		イー会計検査院による検査の結果、文書	2 カ月
過失により工事等を粗雑に		による指摘を受けたとき。	
した場合において、契約不		ウ その他工事を粗雑にしたと認められ	1カ月
適合の程度が重大であると		るとき。	
認められるとき。			
		※ 「契約不適合の程度が重大であると	
		認められるとき」とは、原則として、	
		建設業法による監督処分がなされた場	
(±n 44 \± →)		合とする。	
(契約違反)	到点しより	マニュニュー・マー・カー・オール・バムカリペト	4 - 4 - 17
		ア 請負者の事由により、契約が解除と	4 カ月
か、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工		なったとき。 イ 正当な理由がなく、工期内に工事を	9 1 1
事等の請負契約の相手方と		イ 正当な理田かなく、工期内に工事を 完成することができなかったとき。	3カ月
	せん月杪円	-	9 4 1 Fl
して不適当であると認められるとき。		ウ 監督・検査業務の執行を妨害したと	3 1/1 1/1

1	ı		
		を怠ったとき。 オ その他契約書、仕様書等に違反した	2カ月
		場合において、その影響が重大と認め	
		られるとき(アからエに該当する場合)	
		を除く。)。	
		カ その他契約書、仕様書等に違反した	1 カ月
		と認められるとき(前号の場合を除	
		< 。)。	
(安全管理措置の不適切に			
より生じた公衆損害事故)			
5 市発注工事等の施工に当	認定した日	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重	9カ月
たり、安全管理の措置が不		傷者(全治30日以上の加療を要する負	0 / 1 / 1
	_		
		傷者をいう。以下同じ。)を生じさせた	
死亡者もしくは負傷者を生	-	場合	
じさせ、又は損害(軽微な		イ 1名の死亡者又は2名もしくは3名	6 カ月
ものを除く。)を与えたと		の重傷者を生じさせた場合	
認められるとき。		ウ 重傷者を生じさせた場合	3 カ月
		エ 軽傷者(負傷者のうち、重傷者以外	1 カ月
		の者をいう。以下同じ。)を生じさせた	- / · / •
		場合	
		<i>"</i> -	о д. П
		オ 公衆へ重大な損害(物損の程度が甚	3 刀 月
		大又は社会に及ぼした影響が甚大と認	
		められるとき。以下同じ。)を与えた場	
		合	
		カ 公衆へ損害を与えた場合	1 カ月
		※ 市発注工事等および一般工事等のい	
		ずれの工事等においても、次の場合は	
		原則として指名停止を行わないものと	
		する。	
		(ア) 事故の原因が作業員個人の責に帰	
		すべきものであると認められる場合	
		(例えば、公道上において車両によ	
		り資材を運搬している際のわき見運	
		転により生じた事故等)	
		(イ) 事故の原因が第三者の行為による	
		ものであると認められる場合(例え	
		ば、適切に管理されていたと認めら	
		れる工事現場内に第三者の車両が無	
		断で進入したことにより生じた事故	
		等)	
		 ※ 「市発注工事等における事故(第5	
		号および第7号関係)について、安全	
		管理の措置が不適切であると認められ	

		るのは、原則として(ア)の場合とする。 ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。 (ア) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合 (イ) 当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕、送検等をされたことを知った場合	
り、安全管理の措置が不適	から 1カ月以上	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重 傷者を生じさせた場合 イ 1名の死亡者又は2名もしくは3名 の重傷者を生じさせた場合 ウ 重傷者を生じさせた場合又は公衆へ 重大な損害を与えた場合	2カ
き。 (安全管理措置の不適切に		※ 「一般工事等における事故(第6号 及び第8号関係)について、安全管理 の措置が不適切であると認められるの は、原則として当該工事の現場代理人 等が刑法、労働安全衛生法等の違反の 容疑により逮捕、送検等をされたこと を知った場合とする。	
たり、安全管理の措置が不 適切であったため、工事関 係者に死亡者もしくは負傷	から 1カ月以上	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重 傷者を生じさせた場合 イ 1名の死亡者又は2名もしくは3名 の重傷者を生じさせた場合	3力
者を生じさせたと認められるとき。		ウ 重傷者を生じさせた場合 エ 軽傷者を生じさせた場合	2カ 1カ
り、安全管理の措置が不適	から	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重 傷者を生じさせた場合	
切であったため、工事関係 者に死亡者もしくは負傷者 を生じさせた場合におい て、当該事故が重大である		イ 1名の死亡者又は2名もしくは3名 の重傷者を生じさせた場合ウ 負傷者を生じさせた場合	2カ 1カ

〇別表第2関係

措置要件	期間	運用基準	期間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、 有資格業者である法人の役 員又はその使用人が市の職 員に対して行った贈賄の容 疑により逮捕され、又は逮 捕を経ないで公訴を提起さ れたとき。	訴を知った 日から 12カ月以上	認めるべき肩書を付した役員を含む。	
		※(ア) 「代表役員等」とは、個人事業の場合の本人、法人の場合の専務取締役以上の肩書を有する者をいう(以下同じ。)。 (イ) 「一般役員等」とは、「代表役員等」以外の役員のほか、支店長、営業所長等で請負契約の締結権限を有する者をいう(以下同じ。)。 (ウ) 「使用人」とは、(ア)、(イ)以外のすべての者をいう(以下同じ。)。 (エ) 贈賄者の地位は、発覚した時点ではなく、行為の時点で判断する(以下同じ。)。 (オ) 本基準に定める贈賄とは、刑法第198条に定めるもののほか、特別法の賄賂の供与等に関する罰則規定に該当する行為も含む(以下同じ。)。	
2 有資格業者である個人、 有資格業者である法人の役 員又はその使用人が秋田県 内の他の公共機関の職員に 対して行った贈賄の容疑に より逮捕され、又は逮捕を 経ないで公訴を提起された とき。	訴を知った 日から 12カ月以上	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	16カ月 14カ月
3 有資格業者である個人、 有資格業者である法人の役			14カ月

員又はその使用人が秋田県 日から イ 一般役員等又は使用人の逮捕等 12カ月 外の他の公共機関の職員に 12カ月以上 対して行った贈賄の容疑に 24カ月以内 より逮捕され、又は逮捕を 経ないで公訴を提起された とき。 (独占禁止法違反行為) 4 市発注工事等に関し、独認定した日ア 20者以上の関与が認められる場合、 18カ月 占禁止法第3条又は第8条 から 2年以上の行為期間が認められる場合 第1項第1号に違反し、工 12カ月以上 又は代表役員等が逮捕等された場合 事等の請負契約の相手方と 24カ月以内 イ 前号以外の場合 16カ月 して不適当であると認めら れるとき。 ※ 独占禁止法第3条又は第8条第1項 第1号に違反し、工事の請負契約の相 手方として不適当であると認められる ときとは、次のいずれかに該当する場 合とする。この場合において、課徴金 減免制度が適用され、その事実が公表 されたときの指名停止の期間は、当該 制度の適用がなかったと想定した場合 の期間の2分の1の期間とする(以下 同じ。)。 (ア) 公正取引委員会からの排除勧告に 対する応諾がなされたとき(応諾を 拒否した場合にあっては、審判手続 開始決定後違反があった旨の審決が 出たとき。)。 (イ) 公正取引委員会から課徴金納付命 令が出され、審判手続開始請求期限 までに審判手続開始の請求がなされ ないとき(審判手続開始の請求をし た場合にあっては、審判手続開始決 定後納付すべき旨の審決が出たと き。)。 (ウ) 公正取引委員会から刑事告発がな されたとき。 (エ) 公正取引委員会から審決が出され たとき。 (オ) 有資格業者である法人の代表者、 有資格業者である個人又は有資格業 者である法人もしくは個人の代理人、 使用人その他の従業員が独占禁止法

5 業務に関し、独占禁止法 認定した日

第3条又は第8条第1項第 から

違反の容疑により逮捕されたとき。

1号に違反し、工事等の請 負契約の相手方として不適 当であると認められるとき (前号に掲げる場合を除 く。)。			
(1) 秋田県内における違反	12カ月以上 24カ月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、 2年以上の行為期間が認められる場合 又は代表役員等が逮捕等された場合 イ 前号以外の場合	16カ月 14カ月
(2) 秋田県外における違反	12カ月以上 24カ月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、 2年以上の行為期間が認められる場合	14カ月
(競売入札妨害および談合)	***\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	又は代表役員等が逮捕等された場合 イ 前号以外の場合	12カ月
6 市発注工事等に関し、有 資格業者である個人、有資 格業者の役員又はその使用	訴を知った	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	18カ月 16カ月
人が競売入札妨害又は談合 の容疑により逮捕され、又 は逮捕を経ないで公訴を提 起されたとき。	24カ月以内		
7 有資格業者である個人、 有資格業者の役員又はその 使用人が競売入札妨害又は 談合の容疑により逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公 訴を提起されたとき(前号 に掲げる場合を除く。)。	日から		
(1) 秋田県内における違反	12カ月以上 24カ月以内	ア 代表役員等の逮捕等	16カ月
(2) 秋田県外における違反	19カ目以上	イ 一般役員等又は使用人の逮捕等 ア 代表役員等の逮捕等	14カ月 14カ月
(2) 秋山东川(24) (3) (3) 建汉	24カ月以内	イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	12カ月
(建設業法違反行為) 8 市発注工事等に関し、有 資格業者である個人、有資			12カ月
格業者の役員又はその使用 人が建設業法(昭和24年法	日もしくは	イ 一般役員等の逮捕等	9 カ月
律第100号)違反の容疑に より逮捕され又は逮捕を経		ウ 使用人の逮捕等	6 カ月
ないで公訴を提起されたと き、もしくは建設業法の規	-	エ 営業停止処分がなされたとき又は営業停止が相当と認められる行為が明ら	5 カ月

定に違反し、工事の請負契 約の相手方として不適当で あると認められるとき。		かになったとき。 オ 指示処分がなされたとき又は指示処 分が相当と認められる行為が明らかに なったとき。	4 カ月
9 有資格業者である個人、 有資格業者の役員又はその 使用人が建設業法違反の容 疑により逮捕され又は逮捕 を経ないで公訴を提起され たとき、もしくは建設業法 の規定に違反し、工事の請 負契約の相手方として不適 当であると認められるとき (前号に掲げる場合を除 く。)。	日もしくは 認定した日		
(1) 秋田県内における違反	3カ月以上 9カ月以内	ア 代表取締役の逮捕等	9カ月
		イ 一般役員等の逮捕等	6 カ月
		ウ 使用人の逮捕等	5 カ月
		エ 営業停止処分がなされたとき。	4 カ月
		オ 指示処分がなされたとき。	3カ月
(2) 秋田県外における違反	1 カ月以上 6 カ月以内	ア 代表取締役の逮捕等	6 カ月
	「O N A M PI	イ 一般役員の逮捕等	5 カ月
		ウ 使用人の逮捕等	4 カ月
		エ 営業停止処分がなされたとき (営業	3カ月
		停止処分の区域に秋田県を含む場合)。 オ 営業停止処分がなされたとき(営業 停止処分の区域に秋田県を含まない場	2カ月
		合)。 カ 指示処分がなされたとき。	1 カ月
(廃棄物処理法違反)			
10 市発注工事等に関し、有 資格業者である個人、有資		ア 代表役員等の逮捕等	12カ月
格業者の役員又はその使用 人が廃棄物の処理及び清掃	日から	イ 一般役員等の逮捕等	9カ月
大が廃棄物の処理及び信備 に関する法律(昭和45年法 律第137号。以下「廃棄物	12カ月以内	ウ 使用人の逮捕等	6 カ月

処理法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。			
11 工事の施工に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)。	訴を知った		
(1) 秋田県内における違反	4カ月以上 9カ月以内	ア 代表役員等の逮捕等	9カ月
		イ 一般役員等の逮捕等	6 カ月
		ウ 使用人の逮捕等	4カ月
(2) 秋田県外における違反	2カ月以上 6カ月以内	ア 代表役員等の逮捕等	6 カ月
	0 %)1 8/1 1	イ 一般役員等の逮捕等	4 カ月
		ウ 使用人の逮捕等	2 カ月
有資格業者である法人の役 員又はその使用人が暴力団 との関係が認められるとき もしくは業務に関し暴力的	から 6カ月以上	ア 代表役員等又は一般役員等が、自社、 自己もしくは第三者の不正な利益を図 り又は第三者に損害を加える目的をも って、暴力団の威力又は暴力団関係者 を利用したと認められるとき。	10 th II
不法行為等を行ったとき。		(7) 代表役員等	18カ月
		(4) 一般役員等	15カ月
		(ウ) 使用人 イ 代表役員等又は一般役員等が、暴力 団、暴力団関係者又は暴力団関係者が 経営もしくは運営に関与していると認 められる法人・組合等に対して、資金 その他の財産上の利益を提供し又は便 宜を供与するなどして積極的に暴力団 の維持運営に協力若しくは関与してい ると認められるとき。 (ア) 代表役員等	15カ月

		(イ) 一般役員等	12カ月
		(ウ) 使用人	9カ月
			ЭИД
		ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力 団又は暴力団関係者と社会的に非難さ れる関係を有していると認められると	
		き。	10.5 [
		(7) 代表役員等	12カ月
		(化) 一般役員等	9 カ月
		(ウ) 使用人	6 カ月
		エ 業務に関し、暴力的不法行為等を行	
		ったと認められるとき。 (7) 代表役員等	12カ月
		(4) 一般役員等	9 カ月
		(ウ) 使用人	6 カ月
		※「暴力団」および「暴力的不法行為等」 とは、暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第1項各号に規定されたも のをいう。	
		※「業務に関して暴力的不法行為等を行った」には、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいい、これに関し、暴力、脅迫、傷害等を含む暴力的不法行為等を行った場合も適用する。	
		ア 市発注工事に関し、代表役員等が法	•
関し不正又は不誠実な行為		令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	·
をし、工事等の請負契約の 相手方として不適当である と認められるとき。	9カ月以内	イ 市発注工事に関し、一般役員等又は 使用人が法令違反の容疑により逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起さ	1 カ月以上 6 カ月以内
		れたとき。 ウ 業務に関し、代表役員等が法令違反	2カ目以上
		の容疑により逮捕され、又は逮捕を経	•

		ないで公訴を提起されたとき。 エ 業務に関し、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 オ 市発注工事に関し、落札決定後に契約を辞退する、低入札価格調査対象からの除外を申し出る等発注者との信頼関係を著しく損なう行為があった場合カ その他業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	4 カ月以内 1 カ月 1 カ月以上
		※「法令」の代表的なものとしては、次のものをいう。 (7) 刑法 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。ただし、第10号及び第11号に掲げる場合を除く。) (ウ) 建築基準法(昭和25年法律第201号) (エ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) (オ) 浄化槽法(昭和58年法律第43号) (カ) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律179号)	
14 別表第1および前各号に 掲げる場合のほか、代表役 員等が拘禁刑以上の刑に当 たる犯罪の容疑により公訴 を提起され、又は拘禁刑以 上の刑もしくは刑法の規定 による罰金刑を宣告され、 工事等の請負契約の相手方 として不適当であると認め られるとき。	から 1カ月以上	ア 秋田県内におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合 イ 秋田県内におけるもので、その他の場合 ウ 秋田県外におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合 エ 秋田県外におけるもので、その他の場合	4 カ月 6 カ月
	から 1カ月以上	ア 公契約基本条例第7条第2項第3号 又は第4号の規定に3回以上違反した とき、又は悪質性が高いと認められる とき。 イ 公契約基本条例第7条第2項第3号 又は第4号の規定に再度の違反をした とき。 ウ 公契約基本条例第7条第2項第3号	9 カ月以内 3 カ月

第7 別表第3関係

- 1 「認定した日」とは、委員会の審議を経て市長が入札参加資格停止を決定した日をいう。
- 2 第4号において、評定点合計に対応する入札参加資格停止期間は、次のとおりとする。

評定点合計	入札参加資格停止期間
59点以下55点以上	2 週間
54点以下50点以上	1ヵ月
49点以下45点以上	3 ヵ月
44点以下	6 ヵ月

附 則

この運用方針は、平成7年5月1日から施行する。

附則

この運用方針は、平成16年1月19日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成17年10月17日から施行する。

ただし、改正後の規定は平成17年4月1日より適用する。

附 則

この運用方針は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和7年11月10日から施行する。